

第3章 社会福祉法人の解散と合併

第1節 概説

解散は社会福祉法人の消滅事由です。法人がその積極的活動を停止し、残務処理(清算)の過程に入り、清算法人となることをいいます。

第2節 解散

1 解散の事由

社会福祉法人は、次のいずれかの事由により解散します。(法第46条第1項)

- (1) 評議員会の議決(特別決議)
- (2) 定款に定めた解散事由の発生
- (3) 目的たる事業の成功の不能

※なお、「成功の不能」とは、社会福祉法人の目的としている社会福祉事業の経営が客観的に不可能となった場合ですが、「不能」には「法令上不能」と「事実上不能」との双方を含みます。

- (4) 合併(合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る)
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 北見市長の解散命令

また、北見市長は、社会福祉法の規定により法人に対し、以下の行為を行うことができます。

- ① 北見市長は、社会福祉法人が法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、当該法人に対し期限を定めて、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く)を取るべき旨を勧告することができます。(法第56条4項)
- ② 北見市長は、①の改善勧告をした場合において、当該勧告を受けた社会福祉法人が期限内に従わなかったときはその旨を公表することができます。(法第56条5項)
- ③ 北見市長は、②における改善勧告を受けた法人が正当な理由がないのに当該勧告に係る措置をとらなかったときは、期限を定めて当該勧告に係る措置をとるべき旨を命ずることができます。(法第56条6項)
- ④ 法人が③の改善命令に従わないときは、北見市長は当該法人に対し、期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができます。(法第56条7項)ただし、役員の解職を勧告される場合には、当該法人は、北見市長の指定した職員に対して弁明する機会を与えられます。その場合には、あらかじめ書面をもって、弁明をなすべき日時、場所、及びその勧告をなすべき理由について通知されます。(法第56条9項)
- ⑤ 北見市長は、法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。(法第56条8項)
- ⑥ 北見市長は、公益事業または収益事業を行う法人(法第26条1項)に対し、次のいずれかに該当する事由があると認めるときは、当該法人に対して、その事業の停止を命ずることができます。(法第57条)
 - i 当該法人が定款で定められた事業以外の事業を行うこと。
 - ii 当該法人が当該収益事業から生じた収益を当該法人の行う社会福祉事業及び公益事業以外の目的に使用すること。
 - iii 当該公益事業又は収益事業の継続が当該法人の行う社会福祉事業に支障があること。

2 解散・清算の手続き

(1) 解散の認可又は認定

前述「1 解散事由」のうち、(1) 評議員会の議決による場合は、所轄庁の認可が、(3) 目的たる事業の成功の不能による場合は、北見市長の認定がなければ、それぞれ効力は生じません。

(法第46条第2項)

なお、認可と認定という用語の使い分けをしているのは、法人の自由意思を中心とする(1)の解散事由と、事業の不成功という客観的事実が当該法人の存続を不能とするものかどうかの程度の認定が基となる(3)とでは、解散事由の適否に関する審査に質的、量的差異があるからです。また、合併による解散の場合には、合併について所轄庁の認可を受けるので、解散についての認可は不要です。

(2) 解散の認可又は認定の申請手続

社会福祉法人が解散の認可又は認定を受けようとする場合は、次に掲げる書類を所轄庁に提出してください。

ア 提出書類

- ① 解散認可(認定)申請書(「社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 別紙第3号様式」)
- ② 理由書
- ③ 法第46条第1項第1号又は第3号の事由を証明する書類(理事会及び評議員会議事録他)
- ④ 財産目録及び貸借対照表
- ⑤ 残余財産の処分方法
- ⑥ 負債ある場合は、この負債を証明する書類

イ 提出部数

正本1部(法人返却分)、副本1部(所轄庁分)

(3) 届出すべき場合

定款に定めた解散事由の発生、又は破産による解散の場合には、清算人は遅滞なく、その旨を所轄庁に届け出なければなりません。(法第46条第3項) ~~—~~

これは、前者の場合には法人設立認可の際に定款で定めた解散事由の妥当性が認められており、これらの事由の発生によって当然に法人が解散して清算法人に移行するものであることから、そこに所轄庁の認可の余地は全く存在しないので届出だけをもって足りるとされております。

ア 提出書類

- (ア) 解散届出書(社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 別紙第10号様式)
- (イ) 定款に定めた解散事由の発生、又は破産によるものであることが確認できる資料

イ 提出部数

正本1部(法人返却分)、副本1部(所轄庁分)

(4) 解散の登記

(2)の解散申請の認可後、又は(3)の届出事由発生時には、清算人が2週間以内に解散の登記をしなければなりません。(組合等登記令第7条)

解散の登記には、清算人の氏名、住所、解散の原因及び解散年月日を記載してください。

なお、破産による解散の場合は裁判所が解散の登記を嘱託することとなります。

また、合併により消滅する法人の解散の登記の申請は、合併後の存続法人又は新設法人の代表すべき者が、合併後の存続法人又は新設法人の主たる事務所を管轄する登記所を経由して、合併の登記申請と同時に行ってください。

なお、解散した場合の社会福祉法人の資産は、定款に定める手続きにより、社会福祉法人または社会

福祉事業を行う者のうちから選定された者に帰属することになります。定款に定めのない場合については、国庫に帰属します。

また、合併の場合には合併後の法人に引き継がれるため清算の必要はなく、破産の場合には破産法にしたがい破産手続きが進められることになります。

第3節 清算

1 清算の開始

解散した場合、又は設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合、清算をしなくてはなりません。（法第46条の3）

清算が終了するまでの間は、清算法人となり、清算の目的の範囲内にて存続するものとみなされます。（法第46条の4）

2 清算人の設置

清算法人には、一人又は二人以上の清算人を置かなければなりません。（法第46条の5第1項）また、定款の定めによって清算人会または監事を置くことができます。（法第46条の5第2項）

ただし、清算開始の時点で会計監査人の設置を義務付けられていた法人は必ず監事を置かなければなりません。（法第46条の5）

3 清算人の就任

清算人については、定款で定めがある場合はその者が、定めがない場合は評議員の決議により選任します。上記により選任されない場合は、理事が清算人となります（法第46条の6第1項各号）

なお、清算人はその使命及び住所を所轄庁に届け出なくてはなりません（法第46条の6第4項）

提出書類については以下のとおりです。

- ア 清算人就任登記完了届（任意様式）
- イ 履歴事項証明書（清算人就任登記記載）

4 清算人の職務

清算人の職務は以下のとおりです。（法第46の9）

- ア 現務の終了
- イ 債権の取立及び債務の弁済
- ウ 残余財産の引渡

5 清算終了の届出

上記手続きを終了し、清算が終了した時は、清算人はその旨を所轄庁に届け出ることが必要です。（法第47条の5）また、清算終了の日から2週間以内に清算終了の登記をしなければなりません。（組合等登記令10）

提出書類については、以下のとおりです。

- ア 清算終了届（任意様式）
- イ 履歴事項証明書（清算終了の登記が終了しているもの）
- ウ 清算関係書類（清算書、領収書等）
- エ 公告した際の官報

6 残余財産の引渡

解散した社会福祉法人の残余財産は、合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。）及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、所轄庁に対する清算終了の届出の時ににおいて、定款の定めるところにより、その帰属すべき者に帰属します。（法第47条1項）

なお、上記により処分されない残余財産は国庫に帰属することになります。（法第47条第2項）

7 破産開始の申し立て

清算法人の財産がその債務を完済するのに不足することが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申し立てをし、その旨を公告します。

清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継ぐことにより、任務を終了します。（法46条の12）

第4節 合併

1 合併の手順

合併とは、2以上の法人が契約により1法人に合同することです。（法第48条）

合併には、合併の主体たる法人の全部が解散し、同時に合併により設立される新法人が事業及び財産を包括的に承継する新設合併（法第54条の5）と、合併の主体たる法人の一つが存続して、合併により解散する他の法人の事業及び財産を吸収する吸収合併（法第49条）の二種類があります。

なお、社会福祉法人は、他の社会福祉法人とだけ合併できるものであり、一般社団法人又は一般財団法人、他の特別法人と合併することは認められません。

(1) 新設合併について（法第54条の5）

ア 合併契約

新設合併に係る契約の内容については、双方の法人において、評議員会の決議が必要です。合併契約においては、合併により消滅する社会福祉法人の名称及び住所、合併により設立する社会福祉法人の目的、名称及び主たる事務所の所在地、その他新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項及び厚生労働省令で定める事項を定めます。（法第54条の5）

なお、厚生労働省令で定める事項は次のとおりです（規則第6条の8）

- ① 新設合併がその効力を生ずる日
- ② 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

イ 所轄庁の認可

新設合併には所轄庁の認可が必要です。（法第54条の6第2項）

所轄庁については「本手引き第1章第6節—1. 所轄庁」を参考として下さい。

ウ 登記

社会福祉法人の新設合併は、合併の認可後、登記をすることによって、その効力が発生します。（法第50条の1）

社会福祉法人の新設合併の場合、合併認可後2週間以内に新設合併設立社会福祉法人の主たる事務所の所在地において、消滅する社会福祉法人の解散の登記を行うとともに、設立した法人について設立の登記を行います。（組合等登記令8）

合併後の設立社会福祉法人は、合併の登記の日に、消滅する社会福祉法人の一切の権利義務を承継します。（法第54条の6）

エ 合併の公告

新設合併の認可があったときは、新設合併消滅社会福祉法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。（法第54条の9）

- ① 新設合併をする旨
- ② ほかの合併により消滅する社会福祉法人及び合併により新たに設立される社会福祉法人の名称及び住所
- ③ 合併により消滅する社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの（規則第6条の10参照）
- ④ 債権者が一定の期間内（2か月以上必要）に異議を述べるができる旨

債権者から期間内に異議がなかった場合には当該合併について承認をしたものとみなされます。逆に、債権者が期間内に異議を述べた時は、新設合併消滅社会福祉法人は原則として当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされています。ただし合

併をしても当該債権者を害する恐れがないときにはその限りではありません。

(2) 吸収合併について（法第49条）

ア 合併契約

吸収合併に係る契約の内容については、双方の法人において、評議員会の決議が必要です。

合併契約においては、吸収合併後存続する社会福祉法人及び吸収合併により消滅する社会福祉法人の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めます。（法第49条）

なお、厚生労働省令で定める事項は次のとおりです。（規則第5条の11）

- ① 吸収合併がその効力を生ずる日
- ② 吸収合併により消滅する社会福祉法人の職員の処遇

イ 所轄庁の認可

吸収合併には所轄庁の認可が必要です（法第50条第3項）

所轄庁については「本手引き第1章第6節—1. 所轄庁」を参考として下さい。

ウ 登記

社会福祉法人の吸収合併は、合併の認可後、登記をすることによって、その効力が発生します。（法第50条第1項）

合併認可後2週間以内に、存続する社会福祉法人の主たる事務所の所在地において消滅する法人についての解散の登記をおこなうとともに、存続する法人について変更の登記を行います。（組合等登記令8）

合併後の社会福祉法人は、合併の登記の日に消滅する社会福祉法人の一切の権利義務を承継します。

エ 合併の公告

吸収合併の認可があったときは、合併により消滅する社会福祉法人については、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければなりません。（法第54条の3）

- ① 吸収合併をする旨
- ② 合併により消滅する社会福祉法人の名称及び住所
- ③ 合併後存続する社会福祉法人及び合併により消滅する社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの（規則第6条の6参照）
- ④ 債権者が一定の期間内（2か月以上必要）に異議を述べるができる旨。

債権者から期間内に異議がなかった場合には、当該合併について承認があったものとみなされます。一方、異議があったときは、合併により消滅する法人は原則として当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされています。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。

(3) 合併の提出書類

ア 合併認可申請書（社会福祉法人の設立及び運営に関する要綱 別紙第10号様式）

イ 理由書

ウ 合併する法人について法第52条、第54条の2第1項及び第54条の8の手続（吸収合併消滅法人の評議員会による合併契約承認の決議を受けたことを証明する書類、吸収合併存続法人の評議員会による合併契約承認の決議を受けたことを証明する書類、新設合併消滅法人の評議員会による合併契約承認の決議を受けたことを証明する書類）又は定款に定める手続を経たことを証明する書類

エ 合併後存続する法人又は合併により設立する法人の定款

オ 合併する各法人に係る次の書類（合併前のもの）

- ① 財産目録及び貸借対照表

- ② 合併する各法人に負債があるときは、その負債を証明する書類
- カ 合併後存続する法人又は合併により設立する法人に係る次の書類
- ① 財産目録
 - ② 合併の日の属する会計年度及び次の会計年度における事業計画書及び収支計算書
 - ③ 役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書（合併後存続する法人については、引き続き役員となる者の就任承諾書を除く）
 - ④ 下記特殊関係者にかかわる氏名及びその関係を説明する事項を記載する書類
 - ・ 評議員となるべき者で、規則第2条の7第6～8号に規定する者
 - ・ 評議員となるべき者で規則第2条の7第6～8号に規定する者
 - ・ 理事となるべき者で、規則第2条の10各号に規定する者
 - ・ 監事となるべきもので、規則第2条の11第6～9号に規定する者
- キ 法第52条の場合（新設合併）においては、設立の事務を行う者が同条の規定により選任された者であることを証明する書類